

神奈川県漁港施設
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

令和 2 年 4 月

1 委員会委員 (◎は委員長、○は副委員長、50音順)

委員名	職業等	委員区分
葛西 あや子	社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者
木村 亜由美	公認会計士	経理に関する識見を有する者
○田中 俊夫	弁護士	法務に関する識見を有する者
福田 亮	公益社団法人全国漁港漁場協会 業務部長	施設の事業内容に精通した者
◎山下 東子	大東文化大学経済学部教授	学識経験者

2 スケジュール

令和元年10月25日	第1回委員会等開催（施設の現地確認、選定基準（案）の意見聴取等）
令和2年1月22日	募集要項配布
令和2年1月22日	質問の受付
令和2年2月6日	募集説明会 <ul style="list-style-type: none">・本港特別泊地及び本港環境整備施設：参加団体1団体（2者によるグループ）・宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設：参加団体なし
令和2年3月18日	募集受付終了 <ul style="list-style-type: none">・本港特別泊地及び本港環境整備施設：応募団体1団体（2者によるグループ）・宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設：応募団体1団体
令和2年4月7日 から同月27日	第2回委員会開催（書面会議により開催、申請に係る評価）

3 評価の実施方法

（1）書類審査、委員会の開催方法について

申請書類の受理後、神奈川県環境農政局農政部水産課において資格審査及び申請内容の確認を行うとともに、申請団体については、神奈川県暴力団排除条例の規定に抵触しないか神奈川県警察本部へ照会した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、第2回委員会は書面会議により開催した。外部評価委員会委員へ申請書類を配付し、その内容に関して各委員が質問を行い、申請者が回答した。申請書類と質問への回答を踏まえ、申請内容が「サービスの向上」、「管理経費の節減等」及び「団体の業務遂行能力」の3つの観点から選定基準を満たしているか評価した。

（2）外部評価委員会としての評価点の決定方法

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、評価項目ごとに5名の委員の仮採点の最頻値（同数の場合は平均値に近い方）を採用する事務局案を示し、事務局案に対し各委員が意見を提出することにより協議し、委員会として評価点を決定した。

4 選定基準

(1) 本港特別泊地及び本港環境整備施設

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
I サービスの向上(50)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	・指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ・業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	条例 20 条(1), (3), (7) 規則21条	(様式 2) 事業計画書 I - 1、 (様式 4) 委託予定業務一覧表
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	・施設内の船舟の航行の誘導及び係留補助に関する業務、施設の維持管理、保守管理、植栽帯管理業務、清掃業務等についての実施方針	5	条例 20 条(1), (3), (4), (7) 規則21条	(様式 2) 事業計画書 I - 2
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組	・より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	20	条例 20 条(1), (3), (4), (5), (7) 規則21条	(様式 2) 事業計画書 I - 3、自主事業の実施計画及び収支計画
		苦情要望等への対応	・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ・手話言語条例への対応			
		自主事業の実施	・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等			
		利用料金	・利用料金の設定の考え方			
	(4) 事故防止等安全管理	事故防止対策、事故発生時の対応策	・水域施設内の事故防止をはじめとした指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	10	条例 20 条(3), (4)	(様式 2) 事業計画書 I - 4
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地元関係団体との連携、協力	・地域人材の活用、地域との協力体制の構築 ・地元関係団体が指定管理施設を利用する地域振興事業及びイベントへの連携、協力	10	条例 20 条(1)	(様式 2) 事業計画書 I - 5
II 節減等管理経費の 25	(6) 節減努力等	管理経費の節減努力	25点×（「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額）／（提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）） ※小数点以下切捨て	25	条例 20 条(5)	(様式 2) 事業計画書 II - 6、 (様式 3) 経費積算内訳書
III 団体の業務遂行能力(25)	(7) 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスマント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	条例 20 条(3), (4), (5), (7) 規則21条	(様式 2) 事業計画書 III- 7
	(8) 財政的能力	財務状況	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	条例 20 条(5)	(様式 2) 事業計画書 III - 8、事業実績書、決算書等、財産目録

	(9) コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンス、社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ・手話言語条例への対応 ・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組 	5	条例 20 条(3)	(様式 2) 事業計画書 III-9、諸規程類
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 	5	条例 20 条(3)	(様式 2) 事業計画書 III-10、(様式 7) 重大な事故又は不祥事に関する報告書
	(11) これまでの実績	類似の業務を行う施設での管理実績	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ・県又は他の自治体における指定取消しの有無 	5	条例 20 条(4), (7) 規則21条	(様式 2) 事業計画書 III-11、事業実績書

- 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合（人件費単価が最低賃金法の最低賃金額を下回る等）は、選外となります。
- 積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。

(2) 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
サービスの向上(50)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ・業務の一部を委託する場合の業務内容等 	5	条例 20 条(1), (3), (7) 規則21条	(様式 2) 事業計画書 I-1、(様式 4) 委託予定業務一覧表
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の船舟の航行の誘導及び係留補助に関する業務、施設の維持管理、保守管理、植栽帯管理業務、清掃業務等についての実施方針 	5	条例 20 条(1), (3), (4), (7) 規則21条	(様式 2) 事業計画書 I-2
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ・より多くの利用を図るために広報・PR活動の内容等 	20	条例 20 条(1), (3), (4), (5), (7) 規則21条	(様式 2) 事業計画書 I-3、自主事業の実施計画及び収支計画
		苦情要望等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ・手話言語条例への対応 			
		自主事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 			
		利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の設定の考え方 			

	(4) 事故防止等安全管理	事故防止対策、事故発生時の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・水域施設内の事故防止をはじめとした指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等） 	10	条例 20 条(3), (4)	(様式 2) 事業計画書 I-4
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地元関係団体との連携、協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材の活用、地域との協力体制の構築 ・地元関係団体との連携、協力 	10	条例 20 条(1)	(様式 2) 事業計画書 I-5
節減等 管理 経費の 25	(6) 節減努力等	管理経費の節減努力	<p>25点×（「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額）／（提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額））</p> <p>※小数点以下切捨て</p>	25	条例 20 条(5)	(様式 2) 事業計画書 II-6、 (様式 3) 経費積算内訳書
	(7) 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 ・地元関係団体との調整力 	5	条例 20 条(3), (4), (5), (7) 規則21条	(様式 2) 事業計画書 III-7
	(8) 財政的能力	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 	5	条例 20 条(5)	(様式 2) 事業計画書 III-8、事業実績書、決算書等、財産目録
III 団体の業務遂行能力 25	(9) コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンス、社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ・手話言語条例への対応 ・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組 	5	条例 20 条(3)	(様式 2) 事業計画書 III-9、諸規程類
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 	5	条例 20 条(3)	(様式 2) 事業計画書 III-10、 (様式 7) 重大な事故又は不祥事に関する報告書
	(11) これまでの実績	類似の業務を行う施設での管理実績	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ・県又は他の自治体における指定取消しの有無 	5	条例 20 条(4), (7) 規則21条	(様式 2) 事業計画書 III-11、事業実績書

- 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合（人件費単価が最低賃金法の最低賃金額を下回る等）は、選外となります。
- 積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。

本港特別泊地及び本港環境整備施設

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
1	スバル興業株式会社・株式会社三浦海業公社（東京都千代田区・三浦市）	40	25	21	86

6 提案概要及び評価の内容

提案者	スバル興業株式会社・株式会社三浦海業公社
-----	----------------------

（1）提案の概要

I 利用者サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

- 「秩序ある漁港利用の推進と賑わいのある施設の創造」という運営方針のもと、その実現のための10の管理運営項目を設定し、秩序ある安全な漁港利用や公平なサービス、魅力ある施設づくり、公共施設としての効率的な運営や環境保全の取組等を推進していく。

2 施設の維持管理

- 2級以上の小型船舶操縦免許保有者、マリーナ安全管理者証保有者、救命技能認定証保有者等の有資格者を配置し、施設内の船舶の航行の誘導及び係留補助に関する業務を安全かつ適正に実施する。

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

- 隣接する「うらり」を有効活用しながら利用を増加させる。具体的には、海の駅としてのイベント、1泊係留の社会実験、バーベキュー事業等を実施し、施設の利用率の年間2%増を目指す。

- ホームページ（ライブ映像）やSNSの活用、ポスター・パンフレット・ガイドマップの配布を行う。「うらり」の映像制作支援部門の新設を予定しており、県内大学との産学連携によるPR活動も行う。

- 公共施設の管理運営で培った専門知識や経験を基に利用者とのコミュニケーションを図り、PDCAサイクルを活用して継続的改善を図る。

- 外部専門講師による手話講習会の実施により職員教育を行うとともに、手話アプリ等を有効活用する。

- 海の魅力を感じる「クルージング」、地域振興のための「海上釣堀渡船の施設利用」、魚食普及型の利用促進である「バーベキューガーデン」、泊地利用者の利便性を配慮した「船舶への給水サービス」の自主事業を実施する。料金は個々の条件のもと自主事業ごとに設定する。

- 駐車場駐車料金は条例で定める上限額（1台1時間につき210円）のほかに利用者の利便性と利用促進を目的とした割引制度（入庫後12時間まで最大630円）を提案する。

4 事故防止等安全管理

- ・ マリーナにおける避難訓練やレスキュー業務の実績、道路維持業者としての実績を活かし、事故防止に対するマニュアル作成とスタッフ教育によるスキルアップ、利用者に対する安全への啓蒙活動を行い、事故防止に努める。
 - ・ 2級以上の小型船舶操縦免許保有者等の有資格者を配置するとともに、関連団体に加盟又は協力協定を締結する。
 - ・ 災害対応マニュアル、大規模災害時対応マニュアルを策定するとともに、避難経路図を掲示し定期避難訓練等を実施する。
 - ・ 救命技能認定講習受講者及びマリーナ安全管理者証保有者を常時配置する。消防本部が行う応急処置技能認定講習の受講など職員研修・教育を実施する。
- 5 地域と連携した魅力ある施設づくり
- ・ 行政、各種団体・企業、三崎漁港関係者、地域住民・店舗等と連携・協力体制を築くことについて積極的に取り組む。
- II 管理経費の節減等について
- 6 節減努力等
- ・ 提案額の総額（消費税及び地方消費税10%を含む金額）は22,500,000円であり、県の積算価格である25,485,960円と比べて節減率11.7%。
- III 団体の業務遂行能力について
- 7 人的な能力、執行体制
- ・ 業務内容に応じて所長以下3名の職員を配置する。
 - ・ スバル興業及び海業公社の社員の常時支援により指定管理業務を遂行する。
 - ・ 履行確認等の項目や手順等を定め、的確に行う。
 - ・ 接客・サービス研修をはじめとする9種の研修を年1回程度行う。
- 8 財政的な能力
- ・ 決算書等の提出があった。
- 9 コンプライアンス、社会貢献
- ・ スバル興業は「社会に奉仕すること」を企業理念として、社会の発展に貢献することを基本的な考えとして事業活動をしており、東日本大震災の際には被災地の復興活動に貢献するなどしている。SDGsに関しては、環境負荷軽減を実現する事業を展開しており、また、ヨットレース等の開催により海の素晴らしさ・大切さを知ってもらうとともに、地域との連携により目標を達成していく。
 - ・ 三浦海業公社は事業を通じて三浦市の魅力を発信し、地域の活性化、地域の雇用促進を行っている。SDGsに関しては、秩序ある漁港利用の推進を継続し、水中観光船の運航により海の素晴らしさを体験してもらうことにより目標を達成していく。
- 10 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- ・ 両社ともに重大な事故又は不祥事はない。
 - ・ スバル興業は「指定管理業務の実施に係る個人情報保護管理規定」を作成し、ミーティングなどで教育を実施している。
 - ・ 三浦海業公社は神奈川県及び三浦市の個人情報保護条例に基づき適切に処理する。職員の教育は安全教育会議等で周知徹底する。
- 11 これまでの実績
- ・ スバル興業は東京夢の島マリーナ、浦安マリーナの管理運営を行っている。
 - ・ 三浦海業公社は指定管理施設周辺でうらり駐車場、新港駐車場の管理運営を行っている。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果 (順不同)					委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上	指定管理者としての基本方針等	・指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ・業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	5	5	4	4	4	4
	施設及び設備の維持管理に関する業務	・施設内の船舟の航行の誘導及び係留補助に関する業務、施設の維持管理、保守管理、植栽管理業務、清掃業務等についての実施方針	5	4	5	4	4	4	4
	利用促進のための取組	・より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	20	20	16	16	16	16	16
	苦情要望等への対応	・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ・手話言語条例への対応							
	自主事業の実施	・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等							
	利用料金	・利用料金の設定の考え方							
	事故防止対策、事故発生時の対応策	・水域施設内の事故防止をはじめとした指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	10	10	10	8	8	6	8
節管理経費の	地元関係団体との連携、協力	・地域人材の活用、地域との協力体制の構築 ・地元関係団体が指定管理施設を利用する地域振興事業及びイベントへの連携、協力	10	10	8	8	8	8	8
	管理経費の節減努力	25点×（「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額）／（提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）） ※小数点以下切捨て	25	25	25	25	25	25	25
団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	4	3	4	4	4	4
	財務状況	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	/	/	/	/	/	4
	コンプライアンス、社会貢献	・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮な	5	5	2	4	4	3	4

		ど、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ・手話言語条例への対応 ・社会貢献活動等、C S Rの考え方と実績、S D G s（持続可能な開発目標）への取組						
事故・不祥事への対応、個人情報保護		・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	5	5	4	4	3
類似の業務を行う施設での管理実績		・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ・県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	5	5	5	4	4
合 計		100						

(3) 評価講評

評価の結果、県の求める業務水準を満たし、本港特別泊地及び本港環境整備施設の指定管理者としての適格性を有すると判断した。

申請団体の提案内容について各委員から以下の講評があった。

- 本港地区は漁港内の施設と共に「うらり」という商業施設も併設された状況であることから、スバル興業という民間企業単独での管理ではなく、地元の行政、水産関係団体も関与する三浦海業公社と共同で管理する体制は、円滑な漁港の利用、地域の活性化にも大きく寄与できる者による管理となり、望ましいと考える。また、従来から上記2団体による管理が行われており、問題なく運営できていることから、指定管理者候補として適切であると考える。
- 一泊係留の社会実験など新たな取り組みをされるとのことなので、その成果に期待したい。引き続き両社が連携することで、一層のシナジー効果が発揮されることを望む。
- 上場企業と地元企業という2社それぞれの強みを生かした運営については、非常に安定感がある。過去の実績を生かし、より一層、効果的、効率的な運営を期待している。
- 障がい者雇用率の報告義務があるスバル興業について、法定雇用率が達成できていないことが気になるところである。また、手話アプリの利用は使いこなすことができたら素晴らしいものになると思う。緊急時・災害時の体制について、細かく構築されており安心できるものであった。
- 両社の協働は、経営安定面での厚みと地域特性の活用に利点があり、それを踏まえての充実した内容と思う。もとより両社の適切な連携が前提であることは言うまでもない。

7 議事概要（主要論点）

< I サービスの向上についての審査過程>

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(A委員) 2者による共同申請となっているが、代表であるスバル興業の記載内容を基準として考えたため、他の委員・事務局案より高い点数となった。事務局案のとおりの採点とすることに異議は無い。

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(A委員) 2者による共同申請となっているが、代表であるスバル興業の記載内容を基準として考えたため、他の委員・事務局案より高い点数となった。事務局案のとおりの採点とすることに異議は無い。

4 事故防止等安全管理

(A委員) 2者による共同申請となっているが、代表であるスバル興業の記載内容を基準として考えたため、他の委員・事務局案より高い点数となった。事務局案のとおりの採点とすることに異議は無い。

(C委員) 採点が6点から10点と乖離しているが、申請者の提案内容は事故防止の観点、事故発生時の事故的な対応策として、十分に計画及び周知がなされていると判断されるため、事務局案のとおり8点とすることが妥当。

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(A委員) 2者による共同申請となっているが、代表であるスバル興業の記載内容を基準として考えたため、他の委員・事務局案より高い点数となった。事務局案のとおりの採点とすることに異議は無い。

<III団体の業務遂行能力についての審査過程>

9 コンプライアンス、社会貢献

(A委員) 委員各人により採点にバラツキがあるが、平均点という意味で事務局案の点数とすることに異議は無い。

(C委員) 採点が2点から5点と乖離しているが、スバル興業は上場会社としてコンプライアンスを順守する義務を当然に負っていること、また、三浦海業公社についても、適切な施策を策定しており、関係各所等からの指摘実績がないことから、事務局案のとおり4点とすることが妥当と判断する。

(B委員) 採点を2点としたのはスバル興業が障がい者雇用比率を満たしていないためである。同社は本件指定管理以外にも多様な事業を行っておられると理解している。指定管理者という公共性の高い事業の指定管理者に応募するにあたっては、企業として法令遵守していることが前提条件と考えた。

10 事故・不祥事への対応、個人情報保護

(A委員) 委員各人により採点にバラツキがあるが、平均点という意味で事務局案の点数とすることに異議は無い。

(C委員) 採点が3点から5点と乖離があるが、申請者の提案は適切であり、過去にも重大な事故又は不祥事もないことから、事務局案のとおり4点とすることが妥当と判断する。

<全項目共通>

(A委員) 民間企業単体ではなく、地元の団体と共同して管理を行うことは、施設の管理のみならず地域全体としての管理、施設や地域の活性化に有効であると思う。

(B委員) 事務局案の点数は、5名の委員の最頻値と平均値の両方をほぼ満たしており、妥当なものと思われる。

(E 委員) 現期の実績、経験を踏まえて、次期には改善すべき点は改善し、向上することを期待する。

以上により、仮採点を基に評価項目ごとに5名の委員の仮採点の最頻値（同数の場合は平均値に近い方）を採用する事務局案のとおり委員会としての評点を決定し、委員会として、当提案者は指定管理者候補として適切であるとするふれることを承認した。

宮川特別泊地、宮川一時停係泊 特別泊地及び宮川環境整備施設

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
1	みうら漁業協同組合 (三浦市)	40	25	19	84

6 提案概要及び評価の内容

提案者	みうら漁業協同組合
-----	-----------

（1）提案の概要

I 利用者サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

- 施設は都市住民と漁協との交流拠点と位置づけ、漁業者及び地元住民とが問題なく安全に運営することを基本とする。
- 施設の運営基準に沿って業務を遂行し、利用者の対応については平等を第一とし、一部の関係者等に対し特別な扱いはしない。また、施設に関する必要な情報は平等に提供する。

2 施設の維持管理

- 施設の専任者は小型船舶操縦士1級免許を有しており、常時契約執行業務を行う。艇の係留については巡視等の際に異常があればオーナーに連絡を取る。また、施設に異常があれば東部漁港事務所に速やかに連絡する。

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

- 利用客の接遇等に十分に配慮し、満足いただけるサービスを心がけ利用促進を図る。
- 漁協事務所（本所、支所）における駐車場施設の利用案内の掲示、ホームページによる情報提供によりPRし利用増加を図る。
- アンケート調査により利用者の意見、要望等の把握に努める。要望は県、行政機関、漁協関係者と協議、調整し、実行できるものから実行する。
- 手話に係る研修会等に積極的に参加し、受付に筆談器を設置してスムーズな意思疎通を図る。
- 自主事業として、自主管理ができないオーナーに代って巡回などを行う「船体点検及び係留維持」をはじめ、「船舶検査の立会」、「船底清掃」、「給油」、「海産、農産物販売」、「保険及びBANの斡旋」、「資材販売」、「充電器等貸出」を行う。
- 四輪自動車の駐車場利用料金は条例に定める上限額の1台1日平日520円、休日1,040円とし、二輪車・原動機付自転車は上限額の1／3以下である1台1日平日150円、休日310円に設定する。

4 事故防止等安全管理

- 利用者の安全・安心確保を第一に優先する。
- 県が定めたマニュアルに沿って巡視・点検を専任者が行う（不在の場合は地元組合員が行う）。
- 訓練を実施し確実な対応ができる体制を日ごろから構築しておく。

- ・ 利用客のけがや病気は対処可能な範囲で処置し、状況に応じて関係機関に連絡する。救命に係る研修会等には積極的に参加するよう努力する。
- 5 地域と連携した魅力ある施設づくり
- ・ 年1回地域住民が全員参加し、指定管理区域を含む漁港全域の草刈作業を行い、利用者の快適性を向上させるとともに地域と利用者の連携を図る。
 - ・ 漁業協同組合の特性を生かし、地元漁業者との利用調整を図る。
 - ・ より地域との連携を深めるために、新たに話し合いの場等を設けたいと考えている。
- II 管理経費の節減等について
- 6 節減努力等
- ・ 提案額の総額（消費税及び地方消費税10%を含む金額）は52,265,000円であり、県の積算価格である52,266,105円と比べて節減率0.002%。
- III 団体の業務遂行能力について
- 7 人的な能力、執行体制
- ・ ハーバーマスター1名、管理班1名、事業班4名を配置し、職務分担及び職務内容は職務規程に定めるところにより、就業条件は就業規則の定めるところによる。みうら漁協は市内に複数の事務所があり連携、支援体制は整っている。
 - ・ 施設内の漁業権者はみうら漁業協同組合であり調整力を有する。漁業権を行使する組合員に対し、定期的な話し合い等により調整を図る。
- 8 財政的な能力
- ・ 決算書等の提出があった。
- 9 コンプライアンス、社会貢献
- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえ障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去を実施していきたい。
 - ・ 「漁業者の生活向上、漁村地域の発展」、「安全・安心な水産物の供給」を第一の使命とし事業活動に取り組んでおり、海岸清掃、種苗放流、都市・農山村の人々との交流などを行っている。
 - ・ 魚介類資源は適切に管理すれば持続可能な形で利用できる資源であり、水産業を通して海の豊かさを守ることでSDGs推進に取り組んでいく。また、施設運営をとおして海の豊かさを守り、パートナーシップで目標達成に取り組んでいく。
- 10 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- ・ 過去3年間に重大な事故又は不祥事は無い。
 - ・ 必要以外の情報は収集しない。今までと同様、入出港届を鍵つきの保管庫で管理し、個人情報の流出を防ぐ。
- 11 これまでの実績
- ・ プレジャーボートの管理について、三浦市毘沙門地区で32年、小網代地区で45年以上、諸磯地区で40年以上の実績があり、施設の運営方法及びオーナーへの接遇等、有効なノウハウがある。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果 (順不同)					委員会と しての 評価点	
				A	B	C	D	E		
サービスの向上	指定管理者としての基本方針等	・指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ・業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	5	4	4	4	4	4	4
	施設及び設備の維持管理に関する業務	・施設内の船舟の航行の誘導及び係留補助に関する業務、施設の維持管理、保守管理、植栽管理業務、清掃業務等についての実施方針	5	5	4	4	3	4	4	4
	利用促進のための取組	・より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	20 12 16 12 16 16						16	
	苦情要望等への対応	・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ・手話言語条例への対応								
	自主事業の実施	・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等								
	利用料金	・利用料金の設定の考え方								
	事故防止対策、事故発生時の対応策	・水域施設内の事故防止をはじめとした指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	10	10	8	8	8	6	8	8
節減管理経費の	管理経費の節減努力	25点×（「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額）／（提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）） ※小数点以下切捨て	25	25	25	25	25	25	25	25
団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行ったための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 ・地元関係団体との調整力	5	4	5	4	4	4	4	4
	財務状況	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	/	/	/	/	/	/	3
	コンプライアンス、社会貢献	・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績	5	5	4	4	3	3	3	4

		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ・手話言語条例への対応 ・社会貢献活動等、C S Rの考え方と実績、S D G s (持続可能な開発目標)への取組 						
	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 	5	4	4	5	4	3
	類似の業務を行う施設での管理実績	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ・県又は他の自治体における指定取消しの有無 	5	5	4	5	4	3
	合 計		100					

(3) 評価講評

評価の結果、県の求める業務水準を満たし、宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者としての適格性を有すると判断した。

申請団体の提案内容について各委員から以下の講評があった。

- 気候変動により災害リスクが年々増加しているため、利用者・管理者の事故防止に努められることを望む。
- 申請者が、漁協であり漁港関係者及び地元住民との調整が円滑に行われると思われる。なお、就業規則等に不備があったがパート就業規則については早急に作成し、労働条件通知書の交付ほか労働法遵守の徹底をお願いしたい。
- 宮川特別泊地については、漁業者が利用する漁港の一部にプレジャーボートの受け入れ施設が存在することから、地元漁業協同組合であるみうら漁業協同組合が管理者となり管理を行うことは、漁業者からの協力を得やすく、地元との調整等が発生した場合にも問題なく処理できることが見込まれ、管理体制としては望ましいと考える。また、従来からみうら漁業協同組合による管理が行われており、問題なく運営できていることから、指定管理者候補として適切である。
- 台風等の自然災害の影響や漁業活動の低下の中で、様々な自助努力をしていることが見受けられる。施設管理を通して全体的な活性化を期待している。
- 地元漁協として現状を知り尽し、指導力もある立場にあることはよく分るが、自主事業については物足りない。今後一層都市住民を呼び込む努力が欠かせないが、このことは意識しているとみられ、上記の利点を生かして魅力ある施設づくりに当たってもらいたい。

7 議事概要（主要論点）

< I サービスの向上についての審査過程>

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(C委員) 事業計画書において、記載内容に具体的な記述が少ないと想い点数を低くしたが、実際に管理を行うとなった場合には従来からのノウハウも有していることから問題なく実施できると思う。事務局案のとおりの採点とすることに異議は無い。

4 事故防止等安全管理

(D委員) 採点が6点から10点と乖離しているが、申請者の提案内容は事故防止の観点、事故発生時の事故的な対応策として、十分に計画及び周知がなされていると判断されるため、事務局案のとおり8点とすることが妥当。

<III団体の業務遂行能力についての審査過程>

7 人的な能力、執行体制

(D委員) 採点が3点から5点と乖離しているが、申請者は地元密着型の団体であり、提案内容の実行能力は高いと判断できるため、事務局案のとおり4点とすることが妥当と判断する。

(E委員) 仮採点3を4に変更する。漁業協同組合としての管理体制なので、4が相当と考え直した。

9 コンプライアンス、社会貢献

(D委員) 採点が3点から5点と乖離している。コンプライアンス意識は、従来はあまり高くなかつたように見受けられるが、今後の計画、姿勢については評価できることもあり、事務局案のとおり4点とすることに同意する。

10 事故・不祥事への対応、個人情報保護

(C委員) 事業計画書での記述内容に具体的な記述が少ないと想い点数を低くしたが、地元漁業協同組合による管理という部分で、緊急時に地元漁業者の協力を得られることは重要な事項であると思う。採点については、事務局案のとおり4点でも良い。

11 これまでの実績

(C委員) 事業計画書での記述内容に具体的な記述が少ないと想い点数を低くしたが、地元漁業協同組合による管理という部分で、緊急時に地元漁業者の協力を得られることは重要な事項であると思う。採点については、事務局案のとおり4点でも良い。

(D委員) 採点が3点から5点と乖離しているが、申請者の現地における実績、人脈ともに十分であると判断できるため。事務職案のとおり4点とすることが妥当と判断する。

<全項目共通>

(A委員) 事務局案の点数は、5名の委員の最頻値と平均値の両方をほぼ満たしており、妥当なものと思われる。

(C委員) 常に漁船の近傍にプレジャーボートが係留されており、漁港に入出港してくるという状態において、漁業協同組合主体でプレジャーボートの管理が行われるということは、色々な面で有効であると思う。

(E委員) 現期の実績、経験を踏まえて、次期には改善すべき点は改善し、向上することを期待する。

以上により、仮採点を基に評価項目ごとに5名の委員の仮採点の最頻値（同数の場合は平均値に近い方）を採用する事務局案のとおり委員会としての評点を決定し、委員会として、当提案者は指定管理者候補として適切であるとするふれることを承認した。